

長野市ダンプトラック等使用貸借事業実施要綱

(運転手付ダンプ トラック 等無償貸出事業)

(趣旨)

第1 この要綱は、市民等が、道路に堆積した雪の除雪を行う場合に生じる雪を当該道路から除去し、もって積雪時の道路交通の安全確保及び良好な市民生活の確保等に資するとともに、市民との協働による除雪を行うことを目的に実施する長野市ダンプ トラック 等使用貸借事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2 この要綱に基づき実施する事業とは、市民等が主体的に行う道路の除雪作業に際し、除雪した雪を当該道路の路肩等に放置しておくことが、歩行者及び自動車等の通行等に支障がある場合に、当該除雪した雪を当該道路から排除・運搬するために必要なダンプ トラック 及び運転手並びに交通誘導員（以下「ダンプ トラック 等」という。）を市民等の使用貸借に供する事業をいう。

(事業の対象者及び対象道路)

第3 事業の対象となる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 区及び自治会
- (2) 自主防災組織、P T A 及び育成会等
- (3) ボランティア団体及び法人等

2 事業の対象となる道路は、原則として道路法（昭和27年法律第 180号）第8条の規定により、市長が市道として認定した道路とする。

(使用貸借の申込み)

第4 第3第1項に規定する団体（以下「申込者」という。）は、ダンプ トラック 等の使用貸借の承諾を受けようとするときは、原則として使用貸借希望日の3日前までに、ダンプ トラック 等使用貸借申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(派遣の決定等)

第5 市長は、第4に規定する申込書の提出があったときは、申込者とダンプ トラック 等の使用貸借日時及び場所等について十分協議し、ダンプ トラック 等の使用貸借の諾否を決定するものとする。

2 ダンプ トラック 等の使用貸借期間は、原則として12月1日から翌年の3月31日までとし、使用貸借時間は8時から18時までとする。ただし、ダンプ トラック 等の使用貸借日は、連続して2日を超えないものとする。

- 3 ダンプトラックの台数は、1回の申込みにつき、2台を限度とする。
- 4 市長は、必要に応じてダンプ トラックへの雪の積み込みに必要なスコップを申込者に貸与することができるものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による使用貸借の諾否の結果を申込者に通知するものとする。

(申込者が負担する費用等)

第6 事業の実施に要する費用のうち、ダンプ トラック等を使用貸借の用に供することに要する費用以外に生じる費用は、申込者が負担するものとする。

(除雪作業等)

第7 道路の雪を除雪する作業及び当該除雪した雪をダンプ トラックに積み込む作業は、申込者が自ら行うものとする。

(事故発生時の責任)

第8 除雪作業（ダンプ トラックへの雪の積み込み作業を含む。）中に生じた事故については、当該事故が申込者の責に帰すべき事由によるものについては、申込者が責任を負うものとする。

(目的外使用の禁止)

第9 申込者は、使用貸借中のダンプ トラック等を、この要綱に基づく事業以外の用に使用してはならない。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

別記様式（第4関係）

ダンプトラック等使用貸借申込書

年　月　日

長野市長　　様

団体名

団体代表者氏名

同上住所

日中連絡先（電話）

長野市ダンプ トラック等使用貸借事業実施要綱第4の規定により、下記のとおりダンプ
トラック等の使用貸借を申込みます。

記

参加人数	人
使用貸借ダンプ トラック（2トン車）	1台・2台（どちらかに○）
スコップ及び交通誘導員	丁・人
除雪場所	長野市
使用貸借日時	月　　日～月　　日 (　　時から　　時まで)

*団体とは、区、自治会、ボランティア団体及び法人等をいいます。

（長野市使用欄）

使用貸借を承認してよろしいか、伺います。

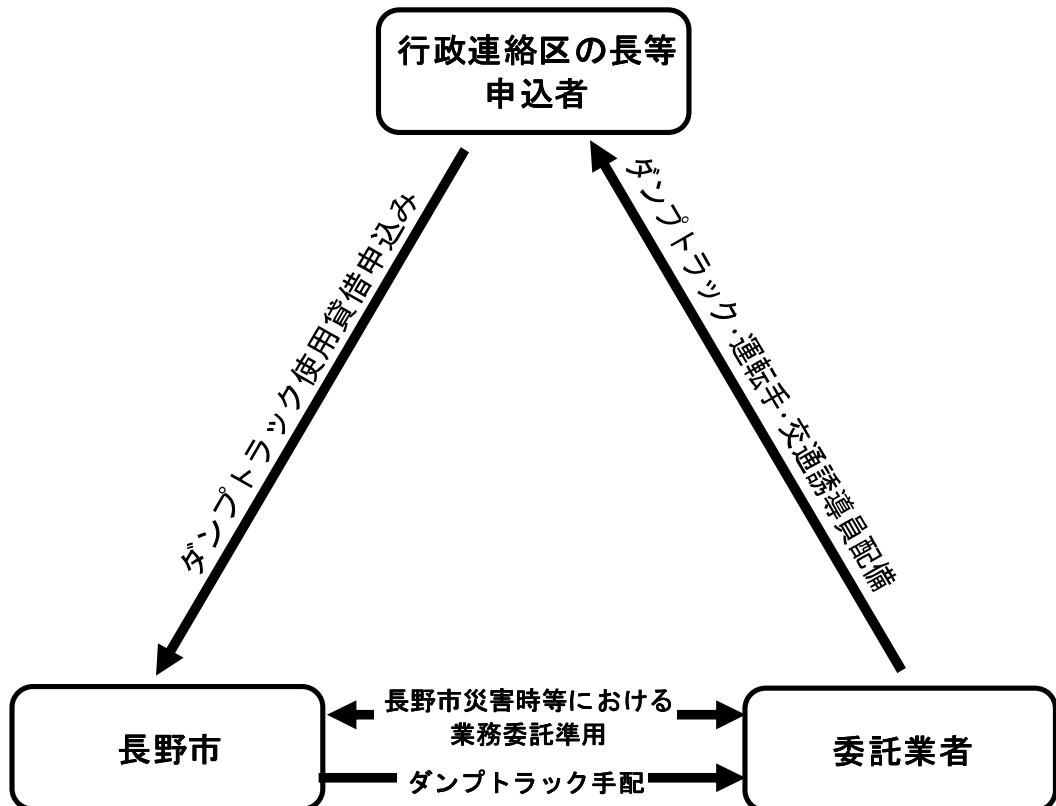
主務	担当	係長	補佐・主幹	課長

作業参加者氏名一覧表

1	2 1
2	2 2
3	2 3
4	2 4
5	2 5
6	2 6
7	2 7
8	2 8
9	2 9
10	3 0
11	3 1
12	3 2
13	3 3
14	3 4
15	3 5
16	3 6
17	3 7
18	3 8
19	3 9
20	4 0

*この名簿は、長野市ダンプ トラック等使用貸借事業の実施に際し、長野市が加入する傷害及び賠償保険のためにのみ使用するものです。

長野市ダンプトラック等使用貸借事業 相関図



- 申込者**
- ① 長野市維持課又は、支所へ「ダンプトラック等使用貸借申込書」を提出
 - ② 委託業者から、提供されたダンプトラック等を使用して除排雪

- 長野市**
- ① 申込書を受理後、委託業者にダンプトラック等の手配を依頼
 - ② 委託業者は、当該年の「災害等における業務委託契約」締結会社中から選定
 - ③ 委託業者からの実施報告書を確認し、作業箇所毎に支払

- 委託業者**
- ① 長野市維持課からの連絡を受けて、申込者へダンプトラック等を配備
 - ② 排雪作業後、長野市維持課へ実施報告書を提出し、作業箇所毎に費用請求
 - ③ 費用請求時には、作業前・中・完了写真を貼付